

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成30年10月22日(月)午後2時から				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・丸山宙職務代理・蜂屋健次委員・渡辺みのる委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・久野稔晃委員・長谷川大地委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 粕谷まちづくり部長・尾作まちづくり部次長・中澤緑と公園課長・河野緑と公園課長補佐・佐藤主任・並木主任</p> <p>●欠席者：石橋光明委員・増田勝義委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 事例研究「緑地(雑木林)の植生管理について」 現地視察「せせらぎの郷多摩湖緑地」</p> <p>(2) 緑地保護区域の適正管理について</p> <p>(3) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部緑と公園課緑の係</p> <p>担当者名 河野、佐藤、並木</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 緑と公園課長より開会の挨拶・紹介</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>○会長</p> <p>本日は初めに、多摩湖緑地の視察を行ってまいります。これから工事が始まるというこ</p>					

とですので、皆さんと現場を見てご意見をいただけたらと思います。現地視察が終わりましたら、緑地保護区域の適正管理について議論してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

(せせらぎの郷多摩湖緑地 現地視察)

○会長

現地視察お疲れ様でした。ご感想等がありましたらお願いします。

○委員

この街の緑を見直していた中で、先日の台風の被害がたまたま自宅の畑だったり車であったりとしたものですから、それでちょっと考え直してみました。以前、街路樹を見たり、先ほど強風の被害と思われるようなものを見て、維持するという物理的なものを今までよりももっと踏み込まなくてはいけないなど。例えば、緊急時に対する対応も、もう少し何かルール作りができないかと。今は市民もそちらに目が向いていますから、市民の理解を得るために今がチャンスなのかな。そんな見方をしました。

○会長

大きな台風の被害が出ましたからね。おっしゃる通りですね。やはり、緑があればいいという話ではなくて、ある限りには危険ではないということが一番大事ですね。

○委員

今、いくつか古い木に、もうこの木はということで野火止用水沿いにも札が付いています。以前は「なぜ」と言っていた人が、今は「そうだよね、折れるしね」と見上げ、理解は得られていると思います。なので、今日見た場所にしても理解を得るチャンス。この先、半年なのか1年なのか分かりませんが、来年の台風シーズンまでは受け入れられるのではないかと思います。

○会長

他にどうですか。

○委員

私がいつも使っている道路の樹木も、倒れかかっているものや倒れてしまっているものがありました。そのようなものを見て「どういう管理をすれば防げるのだろう」と考えていました。答えは出ない部分もあるのですが、1本だけではサポートが受けられないとか、あとは剪定の仕方とか、何年位で木の入れ替えをするのかとか、そういうところを総合的に考えないと、あのような被害は防げないだろうと思います。緑地の管理という面で

も、安全というものがあって緑地がないといけないのかなど。もちろん倒木ということもそうだし、先ほど見た竹藪のところ、土砂の法面崩壊とかもあると思います。その場所にあった管理の方法、どのようにすれば安全に緑を残し、みんなが見て「いいね」と思えるような緑地にすることができるのか。大変かもしれないですけども、急がなきゃいけないところは急がなきゃいけないというように感じています。

○会長

やはり現場をみんなで見るというのは大切ですね。他に何かご意見等ございませんか。

○委員

先ほど福嶋会長が、大きな木、つまり中程度の木を上手に管理していくと林はキープできるのではないかとおっしゃっていました。すでに限界を超えて大きくなってしまった木をうまく利用できないかと思います。今日見たところは傾斜地でした。樹木は少しずつだけれども大きくなっていくので荷重がかかりますよね。つまり、どういう地盤かということも検討しないといけない。大きくなったものをそのままにしておくと、ある時に倒れてしまう。風水害ではなくても、その地盤に立っていられなくなってしまうという状況も考えられると思います。保存する地域の地盤がどうかということも十分に検討していく必要があるという気がしました。

○委員

先日の台風では野火止用水沿いの木も倒木しました。危険な木をチェックして目印も付けていたけれども、そうではない木も倒れるほどの天候だった。そういう意味では、木に対する考えをもっと深く持たなくてはいけない。そのような危険な木もあるので、木にもっと予算を付けないといけないのではないかと思います。政治的な立場から言うと、木に対するお金が付かないかもしれないけれども、そうは言っても、これはやはり後世に残さなくてはならない立場でもありますので、よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。他にありますか。

○委員

緑地保護区域ですが、自然災害の中でも市民の方は憩いの場として使うのかもしれませんが、住環境としては利用しない限られた場所ですので、先生の指導を得た上でより適正な管理をして保存する重要性を感じました。災害時はどうしても身近なところで起きた時に危険性を感じたり、自宅の近所だからという話があるので、住む場所と限定されている場所の管理の方法は違うだろうし、そこに関して、知識であり適正な管理が求められたりする気がします。反対に、住居に近いところは、市民の個人的な判断と個人的な管理の中

で緑を愛していただければ幸いかなというところです。

○会長

この審議会では、やはり公的な緑の空間について重点的に管理の方法を検討していくことになると思います。今日はモデルケースとして多摩湖緑地を視察しましたので、その他についても機会があれば視察に行ければと思います。

それでは、2番目の議題に移ります。

緑地保護区域の適正管理については、以前から課税するか否かという議論がありました。やはり課税する基準というのが明確でないと、課税される方も課税する方もしっくりしないという部分もあるように感じています。市においては平成18年に適正な管理の在り方という緑地保護区域の管理についての内規を作っておられますので、初めに事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料2についてご説明させていただきます。

例年年明けに開催されております緑化審議会の中で、東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき緑地保護区域として指定されている場所の固定資産税の減免についてはご協議をいただいているところでございます。

まず資料2、市税条例の別表2でございます。7の東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑地保護区域として指定された固定資産。①緑地保護区域として適正に管理されているものは税額の全部減免ということでございます。②前号の管理状態に該当しないものは10分の9ということで、市税条例の減免基準でも指定されています。その中で、過去に審議会の中で適正な管理の判断基準について意見等がございましたことから、資料にある内規の内容でよいのか、または、もう少し細かい基準を設けるべきかということについて次回の審議会でご協議いただければと考えております。

○会長

資料2を見ますと、適正な管理の判断基準として3つ項目があります。「越境枝の剪定」については確かにその通りだと思います。道路に越境している枝については所有者の方にお願いしないといけない場合もあるので、これに関しては分かります。しかし、「下刈り」「落葉の清掃」については、私自身もどうということなのかなと思います。

東村山は平坦地の森と斜面の森の2つがあります。平坦地の森は昔ながらの雑木林の管理ですから、ここに書いてあるような草刈りや落葉の清掃というのはあると思います。しかしながら、斜面の林はそれをやってしまうと、土砂崩れを起こすという部分もあるので、すね。ですから、同じ基準では見られないのではないかな。もう少し整理をしないと、どの

項目を適合して課税するのだという基準が曖昧なまま進めていくということに問題があると考えられます。

もう少し突っ込んだ言い方をしますと、果たして内規まで作って課税するのか。行政指導でできないのかという部分もありそうな気がします。あるいは、課税をするのであればしっかりした基準が必要ということもある。ですので、次回、そのあたりをどのように考えて、この審議会として提案ができるかと思っております。

○委員

私は課税すべきと判断しています。まずは固定資産税として納めていただき、適正に管理されている方にはお金を戻すというのはどうか。緑を残すということに協力していただいているのでお金は頂きませんという扱いではなく、一般的には土地を持っている人は税金を納めるのがルールですから。ですので、税金を一度納めていただき、協力していただいております。管理が行き届いている場合にはそれを返すという手法です。

○会長

それは今までの方法とだいぶ違いますね。

○委員

全く違います。やはり地権者の考えもあるし、すごくハードルが高い提案だと思いますが、もう一度見直すということです。それこそ、われわれ審議会が緑地を守るという意味でも真剣に取り組むのであればそこから変えていかないといけないと思います。

○会長

そういう意見もあるということですね。

○委員

減免をするかどうかというのは後の判断だと思いますが、管理の判断基準という部分では明確なものが必要だと思います。今日先生がおっしゃったように、斜面地の管理と平坦な緑地の管理とでは管理の方法が変わってくると思います。多摩湖緑地をモデルとしてやるということであれば、例えば、平坦な緑地はこのような管理をしてくださいね、そしてこれに近づけるような管理をするのであれば減免しますとか、そのように、目で見て分かりやすい形の方が緑化審としても判断しやすいし、緑地保護区域を持っている地権者の方も「あのよう管理すればいいんだ」というように分かりやすいと思います。

すぐにはできないと思いますが、どのような残し方にするのかという議論とあわせてやっていってもよいのかな。それこそ、いろいろなタイプの緑地があるので、どのような管理が適正なのかというものを目で見て分かりやすいものがよいと思う。市民の方にも見本はこれですと言えるし、地権者ではない市民の方にも、このような管理をしていれ

ばこの緑地は税を減免しますのでご理解してくださいということが分かりやすいと思うんです。

○会長

判断基準を明確化するという事は大事なことです。それから、多摩湖緑地をモデルケースにするというのは、これもよいですね。

○委員

絶対に必要なこととしては、越境枝の剪定も含めて、要は第三者の方に危険が及ぶようなマイナス要因を取り除くことは、これは行政の義務になってしまうと思いますので、その余地を残すための内規は絶対に必要だと思います。溢れるほどの落葉も、地主の敷地内であれば誰にも迷惑はかからない。でも、それが外にこぼれた時点では、そこに行政指導ができる余地という意味では、絶対に必要な項目だと思います。下草刈りも、下草をどんどん生やすと不法投棄が進みますので、そういう問題もあわせて行政指導ができるように必要だと思うのです。それ以外にと考えた時に、あまり追加する要素は少ないのですが、ただ、何かあった時のために行政指導ができるようなルールがあって、ケースバイケースの対応でよいと思います。

課税に関しての考え方というのいろいろな捉え方があると思うのですが、自分の捉え方としては、減免するという捉え方ではなく、持ち主が「節税になるのだから」という意識でいるようであれば、その認識が根本的に違っているということをきちんと伝えなくてはいけない。でも、それを市民のために維持するのであれば、それを維持するための費用に代わるものとして、税額分を免除しましょうという捉え方だと自分は理解しています。

○委員

そもそもこの制度を始めたのは、市がいずれ買ってくれる、公有地化してくれるという思いで皆さん申請しているのです。そこは全然違っているわけですし、課税ということは、これは一生懸命管理してくれている人と差を付けないとまずいだろうという発想から10%の課税をしたのです。そういう部分では、そもそも課税が目的ではないわけですから、緑の適正管理をしていただいてCO2を削減するという根本の考えがある。

したがって、そもそも課税ありきではない。他の所有者と同じ程度の管理をしてくださいということがメインで、もし課税した場合は、課税した金額を一般会計予算に別に組んで、それを基金か何かに入れて基金から管理費に回すとか、そのような動きが必要だと思います。

○会長

ありがとうございました。

一番重要なことは、判断基準を明確にすることだろうと思います。このような時にはどうするかという位の基準みたいなものが必要かなというのが根本だと思います。人によって捉え方が色々あるので、その部分の判断基準を明確にしておくことが必要ということと、それから、やはり行政指導をするにしても内規はあった方がいいのではないかという意見。それから、税として頂く分に関しては、一般会計ではなくて基金的なものがあるのもよいのではないかという意見がありました。今頂いた意見は大事な意見ではないかと思います。ですので、このあたりをもう少し議論して、できれば次回結論を出すような形で作業したいですね。

○委員

1点だけ付け加えさせてください。行政がいくら指導しても、やっていると言われればそこで終わってしまうのです。それ以上言えないのですよ。それをどうするか。行政が動けるような基準にしなきゃいけない。この3項目だけだと本当に難しい。今のルールだと行政の人は言えないのです。

○会長

さまざまな条件の違いがあるので幅を決めるのは難しい部分があるとは思いますが、もう少し分かりやすくしたいですね。

○委員

今回の多摩湖緑地ではなかなか形を表せないかもしれないけれども、敷地の境界から何メートルセットバックした所から植栽を行う。つまり中高木はそこから奥にというような基本の植栽の在り方というものを示すべきなのかもしれない。一番問題になっているのは通行に対しての影響だと思います。もちろんそれ以外の影響も多数あると思いますけれども、行政指導をする上でこんな形に仕上げてくださいというのが見せられる場所がなければ図面に書いて見せるしかないかと思います。

○会長

非常に分かりやすい判断基準ですね。やはり内規は必要だろうということは皆さんお考えが一致しているようですから、あとは具体的な判断基準をどのように入れたらいいのかを次回議論しましょう。

それでは次に、その他として事務局よりお願いします。

○事務局

緑の基本計画が平成32年度に改定予定になっており、今後議論を進めていきたいと考えております。現時点におきましては、先行して総合計画と都市計画マスタープランの改定作業が進んでいる状況でございます。従いまして、そちらとの整合も図りながら概ね2

年をかけて基本計画の改定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

東村山市は緑に関してだいぶ議論が進んでいるので、今までとは違う切り口の基本計画になると思いますが、しっかりと議論してまいりましょう。

それでは、本日は以上をもって閉会といたします。

4 閉会